



彩の国
埼玉県



埼玉県熊谷家畜保健衛生所

住所 熊谷市円光1-8-30

電話 048-521-1274/FAX048-526-1063

E-mail k211274@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

令和7年4月発行 No.7-1

GWに向けて伝染病の防疫対策を徹底しましょう！

4月下旬から5月上旬にかけて大型連休を迎え、人や物の移動が盛んになるため、近隣諸国からの海外家畜伝染病の病原体の侵入リスクが高まります。畜産農家の皆さまには引き続き、次の防疫対策を実施し、家畜伝染病の発生を防ぐようお願いいたします。

- 伝染病発生地域への渡航を自粛しましょう。
- 外国人研修生を受け入れている畜産関係者は研修生の国際便による畜産物の持ち込みにも注意しましょう。
- 国内でも人の動きが活発になります。消毒及び衛生管理区域への病原体の持ち込みに注意しましょう。
- 毎日、入念に飼養家畜の健康観察をして、伝染病の早期発見及び早期通報に努めましょう。

定期報告書の提出はお済みですか？

定期報告書の最終提出期限は以下のとおりです。

- ・牛、豚、めん山羊、馬 : 4月15日まで
- ・鶏などの家きん : 6月15日まで

未提出の方は早めにご提出いただくようお願いします。

報告書を紛失してしまった場合は、当所までご連絡ください。

○飼養衛生管理者研修について

埼玉県では「埼玉県飼養衛生管理指導等計画」を策定し、飼養衛生管理者を対象とした研修の機会を提供しています。

この度、当所ホームページに研修資料を掲載しましたのでご活用いただき、衛生管理の知識及び技術向上に努めてください。また家畜の所有者の皆さまにおかれましても当資料をご覧くださいようお願いします。



資料はこちらから！

○動物用医薬品の適正使用をお願いします。

使用基準を遵守しないと、畜産物に動物用医薬品が残留し、回収や廃棄の対象となる恐れがあります。詳細は、別添リーフレットをご確認ください。

○家畜排せつ物の適切な管理をお願いします。

一定規模以上の畜産農家には、家畜排せつ物法に規定される管理基準を守っていただく必要があります。詳細は別添リーフレットをご確認ください。

○令和7年4月1日付で、人事異動がありました。

今年度は別紙のとおりの新体制になりました。
どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度に引き続き、今年度も
御理解・御協力お願いいたします。



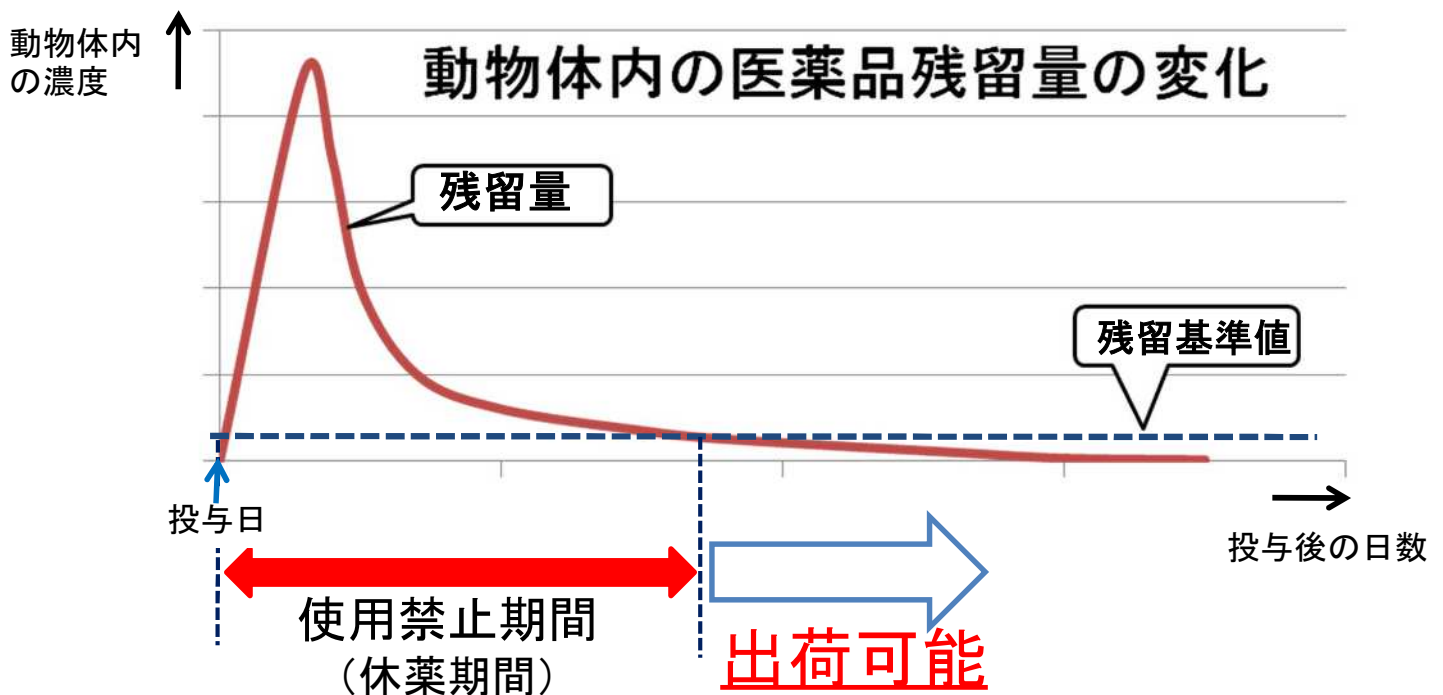
埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの使用基準を守って使用しなければいけません。

使用基準を守らないと・・・

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。



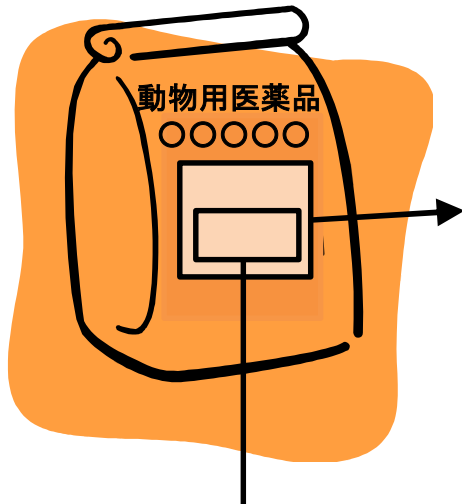
使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例（損害は農家負担）

- 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉にドキシサイクリンが残留（87頭分の枝肉等を回収）。
- 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉にスルファモノメキシンが残留（124kg回収）。
- 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵にトリメトプリムが残留（自主回収も含め約101万個回収）。当該農家は廃業。
- 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、はちみつにミロサマイシンが残留（3t回収）。

使用基準の確認方法は裏面へ

使用基準の確認と使用の記録



使用基準は、囲み枠に記載
(裏面に記載の場合もあり)

<表示例>

動物用医薬品 〇〇〇〇〇(商品名)
効能・効果
豚: 豚回虫の駆除

用法・用量

**飼料1t当たり〇gを均一
に混合し、〇日間経口投与
する。**

注意—使用基準の定めるところにより使用する
こと

注意: 本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚: 食用に供するためにと殺する前〇日間

対象動物

使用禁止期間(休薬期間)

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。
①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

お問合せは 埼玉県熊谷家畜保健衛生所 まで

家畜排せつ物法の管理基準と記録について

管理基準とは？

管理基準は、家畜排せつ物を処理や保管(管理と呼びます。)する際に、まもっていただく必要がある基準です。すでに平成16年11月1日から適用されています。

適用対象者は？

一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家や事業者が対象になります。

～管理基準の適用対象規模～

牛： 10頭以上
豚： 100頭以上
鶏： 2,000羽以上
馬： 10頭以上

※上記数字は飼養する家畜の頭羽数

管理基準の内容は？

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ア ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、**床を不浸透性材料**(コンクリートなど汚水が浸透しないもの)**で築造し、適切な覆いと側壁**を設けること
- イ 尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、**不浸透性材料で築造した貯留槽**とすること

2 管理の方法に関する基準

- ア 家畜排せつ物を、**管理施設で管理**すること
- イ 管理施設の**定期的な点検**を行うこと、管理施設の破損を**遅滞なく修繕**すること、装置の**維持管理を適切に行う**こと
- ウ 家畜排せつ物の**年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記録を行う**こと

Q: 家畜排せつ物の発生量等の記録はどうすればいいの？

家畜排せつ物の発生量を正確に把握することは難しい面があります。このため、簡便な方法で記録していただけるように様式が定められています。

次ページ以降の様式を参考にして下さい。記録したものは次回まで保存しておきましょう。

管理方法に関する基準の詳細についてお知りになりたい場合は、
熊谷家畜保健衛生所(TEL 048-521-1274)または
埼玉県畜産安全課(TEL 048-830-4189)までお問い合わせください。

記入様式(肉用牛)

※太線の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日: 令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位: t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入します。	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
2歳未満		6.5	2.4			
2歳以上		7.3	2.4			
乳用種		6.6	2.6			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

次回の記録まで保管してください(家保への提出は不要です)

記入様式(乳用牛)

※太線の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日: 令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位: t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入します。	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
搾乳牛		16.6	4.9			
乾・未経産		10.8	2.2			
育成牛		6.5	2.4			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

次回の記録まで保管してください(家保への提出は不要です)

記入様式(馬)

※太線の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日: 令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入します。	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
馬		8.4	1.8			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

次回の記録まで保管してください(家保への提出は不要です)

記入様式(豚)

※太線の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日: 令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
肥育豚		0.77	1.39			
繁殖豚		1.20	2.56			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

次回の記録まで保管してください(家保への提出は不要です)

記入様式(ブロイラー)

※太線の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日: 令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位:t/年)

種類	平均的な飼養羽数 (千羽) ① ※千羽単位 で羽数を記 入します。	千羽当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量 として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※羽数(①)と千羽当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
ブロイラー		47.5	—		—	

注1) 平均的な飼養羽数は、2月1日現在の羽数又は当該年と前年の2月1日現在の平均羽数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別 の大きな割合を記入します。
	ふん
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割
③ 焼却施設で処理	割
④ その他()	割
()	割
合計	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

次回の記録まで保管してください(家保への提出は不要です)

記入様式(採卵鶏)

※太線の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日: 令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:t/年)

種類	平均的な飼養羽数 ① ※千羽単位で羽数を記入します。	千羽当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※羽数(①)と千羽当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
6カ月齢未満		21.5	—		—	
6カ月齢以上		49.6	—		—	
合計		—	—		—	

注1) 平均的な飼養羽数は、2月1日現在の羽数又は当該年と前年の2月1日現在の平均羽数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。
	ふん
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割
③ 焼却施設で処理	割
④ その他()	割
()	割
合計	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

次回の記録まで保管してください(家保への提出は不要です)

■令和7年度の新体制です。

4月1日付けの人事異動により、下記の新体制となりました。

役職・担当名		新体制(元の所属)		前任者(転出先)	
所 長		中島 敏行	中央家畜保健衛生所	窪田 美佳	退職
副 所 長		益岡 奈津樹			
総務担当	主任	今井 優樹			
家畜防疫 担当	担当部長	平田 圭子			
	担当部長	荒井 理恵	みどり自然課	土門 尚貴	畜産安全課
	主任	山崎 梨絵	熊谷家保・支援	吉田 歩	秩父高原牧場
	主任	山中 梨沙			
	主任	木下 眞大樹			
	主任	遠藤 みちる			
	技師	根岸 穂			
	技師	小崎 萌加	畜産安全課	押尾 麻貴	農業技術研究センター
	技師	矢島 友紀野			
	技師	清水 裕行	新規採用	森谷 翠	退職
	技師	高原 怜那	新規採用		
	専門員	黒田 浩之			
畜産支援 安全対策 担当	担当課長	森田 梢			
	担当課長	成田 沙織		深谷 祐加子	畜産安全課
	主任	瀧沢 慶太	食肉衛生検査センター・北部支所	山崎 梨絵	熊谷家保・防疫
	技師	小野塚 泉			
				斉藤 良幸	退職
				代 昌久	退職